

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>②米その他の主要農産物に関する需給見通しと生産コスト目標水準の策定</p> <p>③食糧管理制度への市場原理の導入</p>	<p>3) 小麦の政府売渡価格については、内外小麦の平均で63年度は元年4月1日(消費税込み)、元年度は2年2月1日、2年度は3年2月1日、3年度は4年2月1日からの改定。また、小麦の政府買入価格は銘柄区分Ⅱ・1等。</p> <p>4) 大豆は、農産物規格規程規格その一の2等。</p> <p>5) てん菜、さとうきびは、最低生産者価格に奨励金等を加えた水準。 てん菜の元年度の価格は、農家手取りベースのもの。</p> <p>6) 牛肉は去勢牛肉の価格であり、63年度は前年度試算値に対する騰落率。</p> <p>○ 生産者米価へのいわゆる「地域方式」の適用(2年産、3年産) 2年産、3年産の生産者米価については、全国の各農業地域の平均的水準以上の高い生産性を実現している農家を算定対象農家として算定。</p> <p>○ 大豆価格に銘柄間格差を導入(2年度～) 品質の改善に資するため、大豆基準価格に銘柄間格差を導入。</p> <p>○ 平成12年(2000年)を目標年次とした農産物の需要と生産の長期見通しを閣議決定(2.1.19)</p> <p>○ 土地利用型農作物生産性向上指針を策定(2.3.13) 稲、麦、大豆について、その生産性向上の目標となる「土地利用型農作物生産性向上指針」を策定。</p> <p>○ 農政審議会報告「今後の米政策及び米管理の方向」を策定(元. 6.16) 食糧管理制度の基本的役割を維持しつつ、市場原理をよりいかしていく等の観点に立ち、今後の米政策及び米管理の基本的考え方及び改善の方向についてとりまとめ。</p> <p>○ 自主流通米の価格形成の場の創設(2.8.30) 食糧管理制度の枠組みの下で、自主流通米について市場原理の良さを活かし、産地品種銘柄毎の需給動向や品質評価が価格に的確に反映される仕組みとして価格形成の場を創設し、平成2年10月から入札取引を実施。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>④構造政策の強化</p> <p>⑤農産物市場アクセスの改善</p> <p>⑥加工・流通部門の合理化・効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地利用増進法の改正（元. 9. 11 施行） 農業構造の一層の改善を促進するため、市町村の行う農業構造の改善に関する目標の策定、農用地利用増進事業の円滑かつ効率的な推進を図るための事前の調整手続き及び遊休農地の利用の増進を図るための市町村による勧告制度等。 ○ 農業者年金基金法の改正（3. 4. 1 施行） 経営移譲による規模拡大を促進するため、分割経営移譲方式の導入等。 ○ 土地改良法等の改正（3. 5. 2 公布） 土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、市町村の事業費負担の明確化、事業実施方式の改善等。 ○ 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業の創設（元年度～） 新しい宮農技術等の導入により、水田農業の生産性向上と生産コストの低減を可能とするため、1 ha以上の大区画ほ場の整備を実施。 ○ 農業農村活性化農業構造改善事業の創設（2年度～） 土地利用型農業の確立、需要創造型農業の推進、地域資源の整備活用等地域の立地条件に即した方向での農業・農村の活性化を図る新たな農業構造改善事業を実施。 ○ 農業後継者・若い農業者育成確保特別対策事業の創設（3年度～） 地域ごとの農業後継者・若い農業者育成確保方針の策定、新規参入者も含めた農村青年の就農促進と定着化のための実地研修、入植条件の整備等。 ○ 牛肉・かんきつ及び農産物12品目に関する市場アクセス改善 牛肉・かんきつ及び農産物12品目に関する市場アクセス改善についての閣議決定（63. 7. 5及び63. 8. 2）に基づき、牛肉、オレンジ等の輸入数量制限の撤廃を含む市場アクセスの改善を実施。 ○ 食品流通構造改善促進法の制定（3. 8. 1 施行） 食品の流通部門の構造改善を促進し、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るための助成、長期低利資金の貸付け等。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>⑦森林の多面的機能の高度発揮と総合利用の推進及び森林基金の推進等</p> <p>⑧水産業の周辺水域高度利用に向けての展開</p>	<p>○ 林政審議会答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」(2.12.17)</p> <p>①「緑と水」の源泉である多様な森林の整備、②「国産材時代」を実現するための林業生産・加工・流通における条件整備を今後の林政の基本課題とし、その達成のための諸施策の重点的展開方向について答申。</p> <p>○ 森林法等の改正(3.7.25施行)、全国森林計画の閣議決定(3.8.9) 森林施業の合理化、地域の特質に応じた森林整備・林業生産等が着実に 行われる「森林の流域管理システム」を確立するため、森林法等を改正す るとともに、森林の整備目標等を定める全国森林計画(計画期間 3.8.9 ～19.3.31)を策定。更に、造林・林道事業に係る森林整備事業五箇年計画 (計画期間4年度以降5箇年)策定を法定。</p> <p>○ 国有林野事業経営改善大綱の策定(2.12.18閣議了解)、国有林野事業改 善特別措置法の改正(3.5.17施行)、国有林野事業の改善に関する計画の 策定(3.7.5) 林政審議会答申(2.12.17)を受け、政府一体となって国有林野事業の経 営改善に取り組むため、大綱が閣議了解されるとともに改善特別措置法が 改正され、これに基づき、3年度以降10年間の新たな改善計画を策定。</p> <p>○ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法の制定(2.5.1 施行) 森林を保健休養機能の場として整備し、都市と山村との交流等を促進す ることにより地域活性化を図るため、森林施業と施設整備を計画的かつ一 体的に推進する制度の確立。</p> <p>○ 緑と水の森林基金の造成(63年度～) 国民参加の森林づくりの推進を目的に、5年間で200億円を目標として 社団法人国土緑化推進機構において募金活動を展開。(3年8月末現在の 造成総額98億円)</p> <p>○ 海洋水産資源開発促進法の改正(2.12.25 施行) 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進する措置等。</p> <p>○ マリノバージョン構想推進のための基本計画策定地域の決定(63.7.20 ～2.6.19) 全国55地域において、水産業を核とする沿岸・沖合域の総合的な整備開 発を図るための基本計画の策定。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>2. 地域経済社会の均衡ある発展</p> <p>(1)広域経済圏の戦略的な育成等</p>	<p>①地域経済活性化のための中枢都市等を核とした広域経済圏の戦略的育成</p> <p>②国と地方の機能分担及び費用負担のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多極分散型国土形成促進法の制定(63.6.14 施行) 多極分散型国土の形成を促進するため、(a)国の行政機関等の移転等 (b)地方の振興開発、(c)大都市の秩序ある整備、(d)住宅等の供給促進、(e)地域間の交流の促進、等の内容とする「多極分散型国土形成促進法」を施行。 同法に基づき、振興拠点地域承認基準(広域的な地域振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想の承認基準)、業務核都市基本方針(東京圏における諸機能の適正な配置を図るための中核となるべき都市の整備に関する基本方針)を策定。(元.4.11 告示) ○ 国土審議会報告「第四次全国総合開発計画の推進について(第1号)」(元.6.12) 先端的サービス産業の地方展開、交通、情報、通信ネットワークの形成、社会資本整備の推進と地域開発諸制度の見直し等を当面の戦略的差施策として検討、具体化を図る旨、内閣総理大臣へ報告。 ○ 国土審議会報告「第四次全国総合開発計画の推進について(第2号)」(3.5.29) 東京一極集中の是正、地方圏の活性化、土地問題の解決という方向に沿った、政策の積極的な展開に努める旨、内閣総理大臣に報告。 ○ 近畿圏基本整備計画(63.2)、中部圏基本開発整備計画(63.7)、第五期北海道総合開発計画(63.6)、東北開発促進計画(元.3)、北陸地方開発促進計画(2.5)、中国地方開発促進計画(2.5)、四国地方開発促進計画(2.5)、九州地方開発促進計画(2.5)の策定 多極分散型国土の形成へ向けて、経済・文化・学術等各種機能の集積を生かした広域的な地域活性化を目標とする計画を策定。 ○ 国と地方の関係に関する改革推進要綱の策定(元.12.29閣議決定) 国・地方の信頼関係と分担・協働関係を確立し、多様で活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国・地方を通ずる行財政改革を推進。 ○ 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律の制定(3.5.21公布、施行) 国から地方への権限委譲等国・地方を通ずる行財政改革を推進。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>③広域経済圏活性化を図るため、高速交通網の整備及び情報・通信システムの構築を推進</p> <p>④通信料金の低廉化を図るために日本電信電話株式会社と新規事業者との間の公正かつ有効な競争環境の整備</p> <p>⑤国内航空の競争促進</p> <p>⑥地域が直接世界と結びつく体制の整備</p>	<p>○ 電気通信基盤充実臨時措置法の制定（3.6.1 施行） 高度通信施設及び人材研修施設の整備等に対する税制及び財投等による支援制度を創設。</p> <p>○ 電気通信事業会計規則の制定・改正 内部相互補助の防止を図るため、役務別損益明細表を開示（63.7.30） 電話役務に係る損益明細表を細目化（2.3.9）。</p> <p>○ 電気通信事業報告規則の制定（63.7.30） NTTのネットワーク情報の開示を図るため、利用者識別信号（ID）の送出可能な交換機の設置状況、都道府県間の通信回数等基本的なトラフィックデータを報告・開示。</p> <p>○ 電気通信審議会中間答申「今後の電気通信産業の在り方」（元.10.2） 新規事業者とNTTとのネットワークの接続の円滑化、NTTの市場支配力の適正化等の措置が必要と提言。</p> <p>○ 日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずべき措置の決定（2.3.30） 日本電信電話株式会社について長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底等の措置を講ずるとともに、その結果を踏まえ、NTTの在り方について平成7年度に検討を行い、結論を得る等の方針を決定。</p> <p>○ ダブル、トリプル・トラッキング化の推進 63年度 ダブル・トラッキング化2路線追加 トリプル・トラッキング化1路線追加 元年度 ダブル・トラッキング化3路線追加 2年度 ダブル・トラッキング化1路線追加 トリプル・トラッキング化1路線追加</p> <p>○ 外貿コンテナターミナルの整備の推進（3年度～） 埠頭整備資金貸付金事業において、無利子貸付金比率を引き上げるとともに対象施設の規模を拡大。</p>